

意見書案第 28 号

原発依存のエネルギー政策を転換し、再稼働から廃炉を促すことを求める
意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和 6 年 9 月 26 日

大津市議会議長

幸 光 正 嗣 様

提 出 者 杉 浦 智 子

林 まり

柏 木 敬友子

小 島 義 雄

原発依存のエネルギー政策を転換し、再稼働から廃炉を促すことを求める意見書

原子力規制委員会は本年8月28日、日本原子力発電の敦賀原発2号機直下の断層が活断層であることは否定できないとして新規規制基準に適合しないと結論づけ、審査書案を了承した。これにより事実上、再稼働を認めないとの判断が示されたことになる。

2011年の東日本大震災の後、全国の原発で敷地内の断層調査が行われ、敦賀原発2号機直下の断層は活断層だとされたが、日本原子力発電は活断層ではないとして2015年に適合審査を申請し、9年にわたる調査、検討の結果、その主張は退けられた。

ところが、日本原子力発電は追加の調査を行ったうえで、あらためて審査を求める考えを示している。しかしこれまでの検査過程では、日本原子力発電は1千か所を超える書類の誤記、地質データの書き換えなど、原発を扱う会社としての最低限の技術的能力や誠実さが疑われる実態も明らかになった。また日本原子力発電は首都圏で唯一の東海第2原発においても、2023年10月再稼働を目指す防潮堤工事の施工不良が内部告発により発覚している。こうした事業者側の言い分を聞き続けた原子力規制委員会は、姿勢を改め国民を守る立場に立ち、設置許可取り消しも視野に入れた厳しい対応を取るべきである。

原子炉等規制法は、原発の位置、構造、設備について「災害の防止上支障がないものとして定められた基準に適合するもの」と定めている。規制基準は、地震によって安全機能が損なわれないことだけでなく、原子炉建屋等の重要施設が設置される地盤には、将来活動する可能性のある断層等（活断層）が露出していないことを確認するよう求めている。断層活動による地盤のズレについて、建屋の基礎に作用する力を予測し、あらかじめ対処することは困難だからである。建屋の地盤が断層活動で上下左右に大きくずれば、東京電力福島第1原発のような重大事故に至る危険があり、地震を甘く見ることは許されない。

また日本原子力発電は、敦賀原発と東海第2原発の電気を関西、中部、北陸、東京、東北の5電力会社に売る卸電力事業者であるが、両原発が稼働していない現状でも再稼働を前提に5電力会社から基本料金が支払われている。福島原発事故以降の13年間で5電力会社が払った基本料金は約1兆4千億円に上り、これは電力料金として国民に転嫁されてきた。日本原子力発電がこうした国民に無用の負担を押しつけ続けることも、基準不適合だと宣告されても諦めないのは、国の原発に対する執着、原発回帰路線が背景にある。

政府は昨年2月、東京電力福島第1原発事故の教訓を投げ捨て、原発の最大限活用を掲げたGX（グリーントランスフォーメーション）基本方針を閣議決定し、原則40年、最大でも60年だった原発の運転期間について、60年超運転

を可能にする法改正を行い原発回帰があらわとなった。国内には運転開始から40年を超える老朽原発もあり、地震、津波など自然条件の厳しい日本でさらに老朽原発の危険性が加わる。電力供給全体で現在原発は5%程度に過ぎず、再生可能エネルギーの4分の1である。

国及び政府においては、原発依存のエネルギー政策を転換し、原子力規制委員会が事実上再稼働を認めない判断をした敦賀原発2号機をはじめとして国内の老朽原発について、廃炉を目指して取り組むよう日本原子力発電に促すことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月26日

大津市議会議長 幸 光 正 嗣

内閣総理大臣

経済産業大臣

環境大臣

衆議院議長

参議院議長

あて